

化審法における PFOS 等に関する技術上の 基準を定める省令の改正に対する意見募集



化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第 3 項の表 PFOS 又はその塩の項、PFOA 又はその塩の項又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案について、2024 年 9 月 25 日から同年 10 月 25 日の間で意見募集が行われました。

【改正の内容】

「PFOA の分枝異性体又はその塩」及び「ペルフルオロオクタン酸関連物質」が、第一種特定化学物質に新たに指定されるとともに、当該物質が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化審法第 28 条第 2 項の規定による技術上の基準適合義務に従って取り扱うこととされている製品（化審法政令原始附則第 4 項）に新たに追加されることに伴い、省令改正が行われます。

今後のスケジュール(予定)は、公布が 2024 年 12 月頃、施行が 2025 年 1 月 10 日(改正政令の施行日)となっています。

当社では、PFOA 等の分析を行っております。詳しくは、当社 PFAS 分析担当者(フリーダイヤル 0120-01-2590)までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2024 年 9 月 25 日付 電子政府の総合窓口](#)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195240054&Mode=0>

を引用して作成